

発生届及び退院届の電磁的な方法による届出について

医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）（抄）

Ⅲ 具体的な施策及び到達点

（2）全国医療情報プラットフォームの構築

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

- 次の感染症危機にも備え、平時からのデータ収集を迅速に行うため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正感染症法等」という。）に基づき、2023年4月1日から、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関について、発生届の電磁的方法による届出を義務化した。2024年4月1日から、感染症指定医療機関の類型に、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関が追加されることに伴い、義務付けの対象となる感染症指定医療機関の範囲の拡大について、現場の実態等を踏まえつつ、2023年度中に検討し、結論を得る。

感染症サーベイランスシステム上での発生届出の入力状況等についての現場の実態を踏まえ、今後の感染症部会において、発生届の電磁的方法による届出の義務づけの範囲についてご議論頂く予定。

- 併せて、医療機関における、発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届との連携に向けて、発生届の標準規格を策定する。具体的な連携の方法については、電子カルテ情報共有サービス（仮称）の活用も見据えながら検討し、早期に結論を得る。

電子カルテ情報共有サービス（仮称）等の実装時期と合わせて感染症サーベイランスシステムとシステム間連携できるよう、関係局とともに検討し進めていく予定。

- このほか、次の感染症危機への対応も見据え、患者の検査や検体に関する情報の収集や、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の発生届を起点とする各種手続（入院勧告の書面通知等）等のデジタル化・簡素化を含む、今後の感染症対応に関する施策のデジタル化のあり方について、2023年度中も検討を進め、早期に結論を得る。

患者の検査や検体に関する情報の収集、感染症法に基づく入院勧告等の通知を迅速に行うためのデジタル化について、今年度、調査研究事業等を実施し、検討していく。

1 電磁的な方法による発生届出等の義務化等

（1）義務化の範囲

- ① 特定感染症指定医療機関における医師
 - ② 第一種感染症指定医療機関における医師
 - ③ 第二種感染症指定医療機関における医師
- ※上記以外の医師には、電磁的な方法による届出等の努力義務が課される。

※令和6年4月1日から、感染症指定医療機関として、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関が新設予定。その際、義務付けの範囲について改めて検討。（3（1）の義務化の範囲も同様）

（2）電磁的な方法の具体的内容

- ① 感染症サーベイランスシステム
- ② HER-SYS
- ③ その他必要な電磁的方法

2 新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の提出要請等

（1）感染症指定医療機関の管理者以外の提出要請等先

- ① 緊急その他やむを得ない理由があるときに、感染症法の規定により感染症の患者を入院させた感染症指定医療機関以外の医療機関の管理者
- ② その他必要な者

4 新型コロナウイルスに関する取扱い

（1）経過措置

- ① 新型コロナウイルス感染症については、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況にならない限り、届出を求めない方針。
- ② これに伴い、発生届における被保険者番号についても収集しない方針。

3 新型インフルエンザ等感染症等の患者の退院等の届出

（1）義務化の範囲（1（1）に同じ）

※法律上、すべて電磁的方法による届出となっている。

（2）提出期限

- ① 患者の入院期間中の状況について迅速に把握する必要があるときは、入院患者が退院し、又は死亡した後、直ちに提出。
- ② それ以外の期限については、別途定める。
※通知等により、現場の実態を踏まえた期限を提示。

（3）届出の内容

- ① 患者の氏名、年齢、性別
- ② 被保険者番号
※精度の高い連結解析を可能とするため、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に限り、発生届においても被保険者番号を収集。
- ③ 医師の氏名
- ④ 医療機関の基本情報
- ⑤ 入院年月日
- ⑥ 退院（死亡）年月日
- ⑦ 入院中の最も重い症状の程度
- ⑧ 退院時の転帰情報
- ⑨ その他必要な項目（例：死因）

感染症指定医療機関の各類型における電磁的方法による発生届及び退院届の現状

類型	現行の類型				令和6年4月1日から追加される類型	
	【現行】電磁的な方法による発生届の義務化及び退院届の届出対象の範囲				【ご審議頂く範囲】①電磁的方法による発生届の義務化 ②退院届の届出対象	
	特定感染症 指定医療機関	第一種感染症 指定医療機関	第二種感染症 指定医療機関	結核指定医療機関	第一種協定指定 医療機関	第二種協定指定 医療機関
指定者	厚生労働大臣	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
対象施設	病院	病院	病院	病院・診療所・ 薬局	病院・診療所	病院・診療所・薬局・ 訪問看護事業所
対応する感染症	新感染症・一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症	一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症	二類感染症・新型インフルエンザ等感染症	結核	新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症	新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症
設置基準	(全国で数か所)	各都道府県に1つ	2次医療圏に1つ	なし	なし	なし
設置数 (R4.4.1 現在)	4病院	56病院	533病院	病院：8,026 診療所：67,824 薬局：63,035	— (参考) コロナ対応の最大規模 (R4.12)の医療機関：約3千	— (参考) コロナ対応の最大規模 (R4.12)の診療・検査医療機 関：約4.2万
概要	<ul style="list-style-type: none"> いかなる場合でも万全の感染症対策を講じることができる医療機関 厚生労働大臣が指定するため、指定基準なし 	<ul style="list-style-type: none"> 主に一類感染症の患者の入院を担当する医療機関 空気感染にも対応できる各種設備等を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 主に二類感染症・新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関 主に接触感染・飛沫感染に対応できる設備等を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 結核患者の通院医療を担当する病院、診療所、薬局 第一種、第二種感染症指定医療機関と異なり、指定基準なし 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症発生・まん延時に感染症患者の入院を担当する医療機関 院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症発生・まん延時に発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関 最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置を実施することが可能であるもの

新型コロナウイルス感染症における発生届の電磁的方法による届出状況

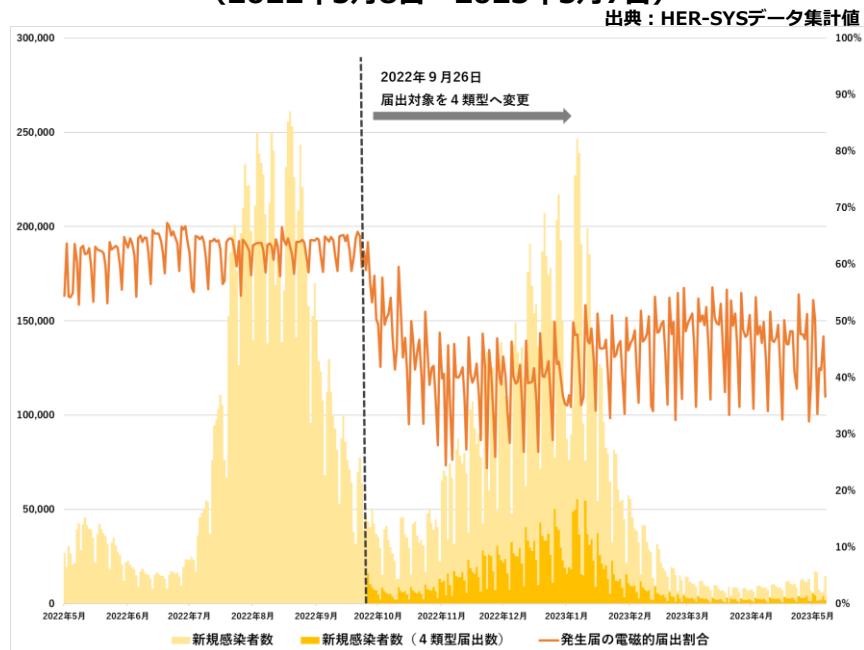
背景

- COVID-19対応においては、医師から都道府県・保健所等へ電磁的方法による届出を可能としたものの、FAXによる届出も継続したため、都道府県・保健所等の業務負担が発生し、患者情報の迅速な収集に支障をきたしたことから、**令和4年の感染症法改正により、電磁的方法による発生届の届出についての義務又は努力義務の規定が定められた。**また、感染症患者の重症度等についての経時的な情報収集を可能とするため、**感染症指定医療機関（特定／第一種／第二種）に対し、新型インフルエンザ等感染症等の入院患者の状況に関する届出（退院届）を義務づけ（※）。**

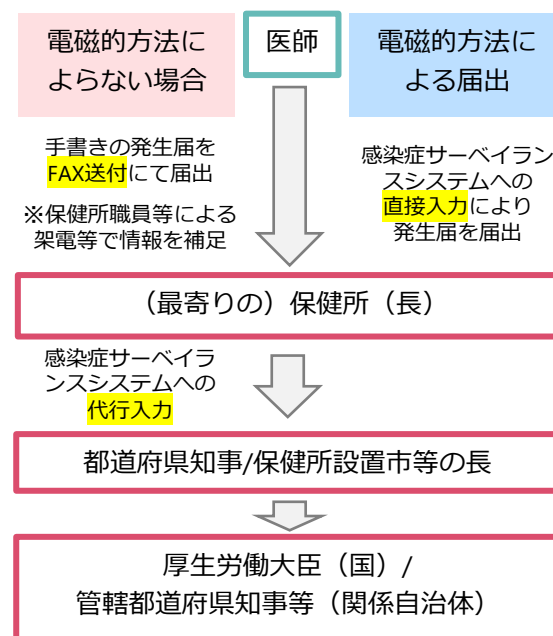
（※）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については義務付けから除外。

- 現在の義務化の範囲は、感染症指定医療機関（特定／第一種／第二種）の医師となっているところ、改正感染症法の施行（令和6年4月1日）により、**感染症指定医療機関の類型に第一種協定指定医療機関／第二種協定指定医療機関が追加されるため、今年度中に義務づけ範囲について検討する必要がある。**
- なお、**協定の締結については、現在、各都道府県と医療機関が協議を行っているところであり、協議が整ったところから順次協定を締結していくことが想定されている。**

新規感染者数及び発生届の電磁的届出割合の推移
(2022年5月8日～2023年5月7日)



医師による発生届の届出の流れ



G-MIS調査による結果（感染症サーベイランスシステムの利用状況の現状）

調査概要

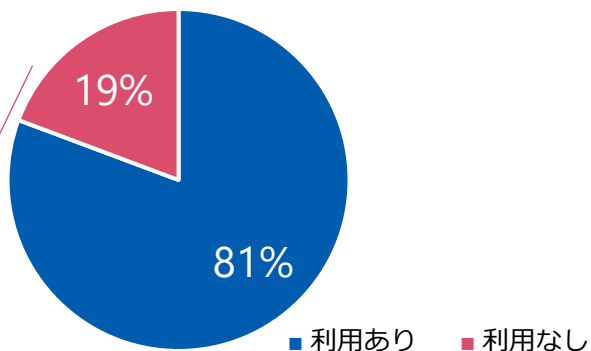
- ▶ 感染症サーベイランスシステムの利用状況の現状把握のため、G-MIS IDを持つ全ての病院及び診療所（約5万5,000医療機関（病院約8,000、診療所4万7,000）を対象に、令和4年10月以降の感染症サーベイランスシステムの利用状況（発生届を実施する機会があった医療機関に限る。）に係る調査を実施（調査期間：令和5年5月26日～6月9日）し、2万3,000医療機関から回答があった（回答率44%）。

調査結果

※COVID-19以外の発生届を出す機会があった医療機関のうち、感染症サーベイランスシステムを利用の有無を確認したもの。

特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関からの回答結果

- 感染症サーベイランスシステムの利用状況が8割以上であった。

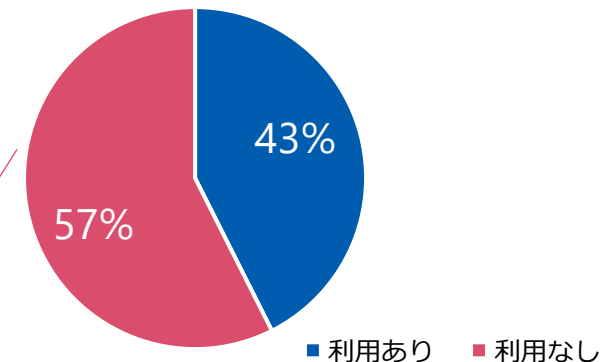


感染症サーベランスシステムを利用していない理由（複数回答）

手書きの上FAXで送付する方が迅速に提出できたため	45.5%
その他	35.2%
感染症サーベイランスシステムを知らなかったため	18.2%
入力等の負担が大きかったため	15.9%
インターネット環境やIT機器等の設備が不十分であったため	13.6%
自治体独自のシステムが構築されていたため	3.4%

左記以外の医療機関からの回答結果

- 感染症サーベイランスシステムの利用状況が4割であった。



感染症サーベランスシステムを利用していない理由（複数回答）

感染症サーベイランスシステムを知らなかったため	48.6%
手書きの上FAXで送付する方が迅速に提出できたため	21.8%
入力等の負担が大きかったため	18.8%
その他	15.2%
インターネット環境やIT機器等の設備が不十分であったため	6.0%
自治体独自のシステムが構築されていたため	5.9%

※本調査は、G-MIS IDを持つ医療機関を対象に実施しており、院内にインターネット環境が整備されていることが想定されることから、調査結果の解釈には留意が必要である。

電磁的な方法による発生届及び退院届の届出について

ご審議いただきたいこと

- 電磁的な方法による発生届及び退院届の届出対象医療機関について、今後、以下の方向性（案）を進めることとしてどうか、ご審議いただきたい。

対応の方向性（案）

- ✓ COVID-19対応の経験を踏まえ、発生届については電磁的方法を基本とする流れを目指しているところであり、電磁的な方法による発生届及び退院届の届出対象医療機関については、以下の方向性としてはどうか。
- ✓ **発生届**について
 - 現在の各医療機関の対応状況等を踏まえ、第一種協定及び第二種協定指定医療機関については、現時点では義務づけまでは行わず、次の感染症対策に万全を期する観点から、迅速な発生動向の把握等に繋げるため、電磁的方法により発生届を出していただくことを運用において推奨することとしてはどうか。
 - 届出の義務化の範囲については、医療DXの進捗状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の見直しの中で、改めて検討してはどうか。
- ✓ **退院届**について
 - 新型インフルエンザ等感染症等に関する入院医療を担うことが想定される第一種協定指定医療機関については、退院届を提出する対象とすることとしてはどうか。（※退院届については発生届とは異なり、対象感染症が、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症についてのみの規定であり、電磁的方法による届出が法律上規定されている。）
- ✓ なお、国においては、医療DXの推進に関する工程表に基づき、医療機関における、発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届との連携に向けての検討を進めていく。

発生届及び退院届の電磁的な方法による届出の方向性（案）

類型	現行の類型				令和6年4月1日から追加される類型	
	【現行】電磁的な方法による発生届の義務化及び退院届の届出対象の範囲				発生届の電磁的な方法による届出は現行どおり努力義務	
	特定感染症 指定医療機関	第一種感染症 指定医療機関	第二種感染症 指定医療機関	結核指定医療機関	第一種協定指定 医療機関	第二種協定指定 医療機関
指定者	厚生労働大臣	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
対象施設	病院	病院	病院	病院・診療所・ 薬局	病院・診療所	病院・診療所・薬 局・訪問看護事業所
対応する感染症	新感染症・一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症	一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症	二類感染症・新型インフルエンザ等感染症	結核	新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症	新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症
設置基準	(全国で数か所)	各都道府県に1つ	2次医療圏に1つ	なし	なし	なし
設置数 (R4.4.1 現在)	4病院	56病院	533病院	病院：8,026 診療所：67,824 薬局：63,035	— (参考) コロナ対応の最大規模 (R4.12)の医療機関：約3千	— (参考) コロナ対応の最大規模 (R4.12)の診療・検査医療機関：約4.2万
概要	<ul style="list-style-type: none"> いかなる場合でも万全の感染症対策を講じることができる医療機関 厚生労働大臣が指定するため、指定基準なし 	<ul style="list-style-type: none"> 主に一類感染症の患者の入院を担当する医療機関 空気感染にも対応できる各種設備等を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 主に二類感染症・新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関 主に接触感染・飛沫感染に対応できる設備等を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 結核患者の通院医療を担当する病院、診療所、薬局 第一種、第二種感染症指定医療機関と異なり、指定基準なし 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症発生・まん延時に感染症患者の入院を担当する医療機関 院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症発生・まん延時に発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関 最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置を実施することが可能であるもの

新たに退院届の届出対象とする

医療機関における対応に向けた支援等

- 医療機関における電磁的入力による届出を促進するため、国としても、以下のような環境整備を進める予定。

➤ 感染症サーベイランスシステムの利用に向けた取組

- ・ 操作方法のマニュアルの整備、基本的な動作についての解説動画の作成【実施済み】
- ・ 機能拡充など、利用者からの意見等も踏まえたシステムのアップデート【随時実施】
- (例) ・ 患者の診断時の年齢の欄について、診断日と患者の生年月日欄の入力による自動計算機能
 - ・ 郵便番号入力による住所入力補助
 - ・ 共通項目の入力負担軽減のためのCSVファイルインポート機能の実装

⇒ 利便性向上のための機能改善や、医療機関向けの利用支援（研修、動画作成）などを実施予定

➤ 電子カルテと発生届との連携に向けての検討

- ・ 医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図る必要があるため、医療DXの推進に関する工程表に基づき、以下のスケジュール感で検討・実装を進める予定

		2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度～ (令和8年度～)
②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築 (2/2)	感染症関連情報の共有	感染症サーベイランスシステムの活用			左記の検討を踏まえシステム改修や実装時期等を検討
		電子カルテとの連携を見据えた発生届の標準規格の策定	具体的な連携方法（ネットワークの在り方等）の検討		

(参照条文) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等

令和5年4月1日施行

< 電磁的方法による発生届に係る規定 >

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（医師の届出）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所設置市等にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第七項、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に、当該届出の内容を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第十五条第十三項及び第十四項、第四十四条の三の二第四項並びに第五十条の三第四項を除き、以下同じ。）により厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、次の各号に掲げる者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、電磁的方法により当該各号に定める者に通報しなければならない。

一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

4 （略）

5 第一項の規定による届出をすべき医師（厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師に限る。）は、電磁的方法であつて、当該届出の内容を第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報（以下この条において「報告等」という。）をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行わなければならない。

6 第一項の規定による届出をすべき医師（前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師を除く。）は、電磁的方法であつて、当該届出の内容を報告等をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行うよう努めなければならない。

7 第一項の規定による届出が前二項に規定する方法により行われたときは、報告等をすべき者は、当該報告等を行ったものとみなす。

8～10 （略）

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

第四条の三 法第十二条第五項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によって指定された第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関とする。

< 退院届に係る規定 >

◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）

第四十四条の三の三 **厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は**、第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院している新型インフルエンザ等感染症の患者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、**電磁的方法により**当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣（その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長、都道府県知事及び厚生労働大臣）に**届け出なければならない**。

（新感染症の所見がある者の退院等の届出）

第五十条の四 **厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は**、第四十六条の規定により入院している新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者について厚生労働省令で定める事項を、**電磁的方法により**当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣（その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長、都道府県知事及び厚生労働大臣）に**届け出なければならない**。

◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）

第二十三条の九 法第四十四条の三の三の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された**特定感染症指定医療機関**並びに同条第二項の規定によって指定された**第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関**とする。

2 法第四十四条の三の三の届出は、同条の患者の入院中の状態、転帰等について迅速に把握する必要があるときについては当該患者が退院し、又は死亡した後直ちに、それ以外のときについては必要と認める期間内に行うものとする。

3 法第四十四条の三の三の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 患者の氏名、年齢及び性別
- 二 患者の医療保険被保険者番号等
- 三 入院年月日
- 四 退院年月日又は死亡年月日
- 五 退院時の転帰
- 六 入院中の最も重い症状の程度
- 七 届出を行った医師の勤務する医療機関の名称及び所在地並びに当該医師の氏名
- 八 その他必要と認める事項

（案）の場合、この条項に「第一種協定指定医療機関」を追加することとなる

（新感染症の所見がある者の退院等の届出）

第二十三条の十四 第二十三条の九の規定は、法第五十条の四の届出について準用する。